

# 総合的病害虫・雑草管理（IPM）の推進（拡充）

109（114）百万円

## 対策のポイント

環境に配慮した病害虫管理体制を構築するためIPMの全国的な普及・定着を図ります。

### （IPMとは）

環境に配慮した農業生産を実現するための3つの原則、

- ① 病害虫・雑草が発生しにくい環境をつくります。
- ② 防除するか、しないか適切に判断します。
- ③ 物理的防除や天敵農薬など多様な方法から適切な方法を選びます。

## 政策目標

- ・ 農業者がIPMに取り組みやすくなるよう、IPM要素技術に関する実施基準作りや情報提供などを行います。
- ・ IPMの取組を点検できるチェックシート（IPM実践指標）を活用し、IPMの実践を広げます。

## <内容>

### 1. IPMの評価基準の策定

化学農薬の天敵への影響などのIPM要素技術の評価基準、IPMを効果的かつ安全に実施するための実施基準を策定するとともに、これらの基準を踏まえてIPM要素技術に関する情報提供を行ないます。

### 2. IPMの普及・推進

農業者自らがIPMの取組度を確認できるチェックシート（IPM実践指標）の作成を促進するとともに、IPM実践モデル地域を育成し、IPMの効果を検証することによりIPMの普及を推進します。また、環境負荷を低減する防除技術として、天敵・フェロモンなどを利用した防除体系を確立・導入を推進します。

平成20年度においては、基幹的マイナー作物の総合的病害虫管理体系の確立の取組を強化するため地区推進事業のメニューを充実します。

<事業実施主体> (1) 民間団体等 (2) 都道府県、農業者団体

<交付率> (1) — (2) 定額（1/2以内）

<事業実施期間> (1) 平成19年度～21年度 (2) 平成17年度～21年度

## <平成20年度概算決定額>

食の安全・安心確保交付金（病害虫の防除の推進）

2,345（2,513）百万円の内数

IPM技術評価基準策定・情報提供事業委託費 107（112）百万円

総合的病害虫・雑草管理（IPM）推進事務費 2（2）百万円

【担当課：消費・安全局 植物防疫課 (03) 3502-3382】